

市立釧路総合病院 売店・食事提供サービス設置運営事業者選定

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本事業は、市立釧路総合病院（以下「病院」という。）の新棟建設及び既存施設改修に伴い、院内に「売店（コンビニエンスストア等）」及び「食事提供サービス（レストラン・デリカテッセン等）」を設置し、これを運営する事業者（以下「運営事業者」という。）を、市立釧路総合病院職員福利厚生会（以下「厚生会」という。）が公募により選定することで、患者及び家族等の来院者の利便性向上、並びに病院職員の福利厚生の充実に資することを目的とする。

事業者の選定に当たっては、民間の専門的なノウハウを活用し、質の高いサービスを適正かつ継続的に提供できる事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

2 事業の概要

(1) 事業名

市立釧路総合病院 売店・食事提供サービス設置運営事業

(2) 事業区分と応募方法

本事業は以下の2つの区分で構成される。応募者は一方の事業区分のみに応募することも、両方の事業区分に一括して応募することも可能とする。

【事業区分①（売店事業）】

新棟（中央診療棟）内の指定場所における仮設売店の運営、及び医療管理棟内の指定場所における本売店（コンビニエンスストア）の設置・運営管理。

【事業区分②（食事提供サービス事業）】

厚生棟内の指定場所における食事提供サービス事業の設置・運営。栄養バランスに配慮した「食事」の提供を主目的とする。

(3) 事業場所及び面積

所在地：北海道釧路市春湖台1番12号

【事業区分①】

- ・ 仮設売店事業（中央診療棟3階 新築区域、既存解体区域）

3階 店舗部分（講堂内） : 124.47 m²

既存 倉庫部分 : 25.55 m²

- ・ 本売店事業（医療管理棟2階・1階 改修区域）

2階 店舗部分 : 79.5 m²

2階 事務室、倉庫部分 : 12.9 m²

1階 倉庫部分 : 22.6 m²

【事業区分②】

- ・ 食事提供サービス事業（厚生棟1階 改修区域）

スタッフ用飲食スペース : 104.8 m²（70席）

スタッフ休憩室 : 139.3 m²（43席）

外来用飲食スペース : 54.0 m²

厨房 : 57.5 m²

事務室兼物品庫 : 11.4 m²（別途トイレ併設）

※対象施設の位置及び範囲については「別紙1 平面図」を参照のこと。

(4) 施設概要

① 病床数（新棟開院時点）

535床（一般病床415床・救命救急16床・ICU12床・NICU3床・未熟児回復4床・結核病床10床・感染症病床4床・精神病床50床・緩和ケア病床21床）

② 標榜診療科

31科

③ 患者数（令和7年度実績）

入院患者数（１日平均） ４２０人

外来患者数（１日平均） １，１０８人

④ 職員数（令和８年４月１日現在）

１，１６３人（会計年度任用職員含む） ※ほか委託業者職員 ３４６人

⑤ 外来診療日

原則として月曜日から金曜日。ただし、祝日に関する法律に定める祝日および年末年始（１２月２９日から１月３日）は休診日。

⑥ 受付開始時間

午前８時３０分から（中央受付は午前８時００分より受付開始）

⑦ 面会時間・消灯時間（令和８年６月１日現在）

面会時間 午後２時００分から午後５時００分

消灯時間 午後１０時００分

⑧ 併用施設（本院隣接）

釧路市立高等看護学院（学生数９０人）

(5) 新病院建設工事のスケジュール及び予定事業期間

① 建設工事スケジュール

「別紙２ 建設工事スケジュール」を参照のこと。

② 【事業区分 ①（売店）】の予定事業期間

仮設売店：令和９年７月５日から令和１０年５月３１日まで

本売店：令和１０年６月１日から令和２０年５月３１日まで（１０年間）

③ 【事業区分 ②（食事提供サービス）】の予定事業期間

令和１０年８月１日から令和２０年７月３１日まで（１０年間）

※上記の期間は現時点における予定であり、工事の進捗状況その他の事情により変更する場合がある。

3 業務委託条件等

(1) 事業の実施方式

本事業は、2事業の概要(3)事業場所及び面積に記載の対象施設について、厚生会が病院から地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び釧路市公有財産規則（平成17年釧路市規則第84号）第18条の規定に基づく使用許可を受けることを前提とし、本プロポーザルにより選定する運営事業者との間で、当該事業区分の運営に係る業務委託契約を締結することにより実施する。

(2) 業務委託契約の締結時期及び期間

厚生会と運営事業者との業務委託契約は、対象施設が本体工事の施工者（以下「本体施工者」という。）から病院へ引き渡され、厚生会が対象施設に係る行政財産使用許可を受けた後に締結するものとする。

業務委託契約の期間は、2（5）に定める予定事業期間とする。ただし、本事業の実施は、厚生会が対象施設に係る有効な行政財産使用許可を受けていることを条件とする。

なお、引渡し前に実施する準備工事については、「4 施設整備及び施工区分」に定めるところによるものとする。

(3) 月額固定額及び加算額

運営事業者は、業務委託契約に基づき、月額固定額及び加算額並びにこれらに係る消費税及び地方消費税を厚生会に納付するものとする。

月額固定額：仮設売店 月額 0 円

本売店 月額 150,000 円

食事提供サービス 月額 100,000 円

加算額：前月の売上実績に、運営事業者が企画提案書において提案した率

（以下「加算率」という。）を乗じて得た額とする。

なお、急激な物価変動、公租公課の増減、各種物価指数の著しい変動その他の経済

情勢の変化により、月額固定額又は加算率が著しく不相当となった場合は、厚生会及び運営事業者が協議の上、その取扱いを決定するものとする。

(4) 営業時間

【事業区分① 売店事業】

平日は午前7時00分から午後8時00分まで（年中無休）の営業を必須とする。

土日祝日は午前8時00分から午後6時00分までの営業を必須とする。

それ以外の時間帯の営業については、利用者の利便性や収支計画を踏まえた運営事業者の提案によるものとする。

【事業区分② 食事提供サービス事業】

平日は昼食時（午前10時00分から午後3時00分）の営業を必須とする。

それ以外の時間帯（モーニング、ティータイム、夕食、土日祝日等）の営業については、利用者の利便性や収支計画を踏まえた運営事業者の提案によるものとする。

(5) 光熱水費

電気及び上下水道に係る料金は、月額固定額及び加算額に含まないものとし、各店舗に設置する子メーターの計量値に基づき、病院の料金単価により算定した実費相当額を運営事業者が厚生会に納めるものとする。

(6) 廃棄物処分及び衛生管理

廃棄物（生ごみ・資源ごみ等）の回収・処分は病院の分別ルールを遵守し、運営事業者の責任と負担において実施すること。

店舗内における衛生管理に十分留意し、必要な防虫・防鼠・消毒等を運営事業者の責任と負担において実施すること。

4 施設整備及び施工区分

1. 共通事項（工事管理及び工程遵守）

(1) 運営事業者は、医療管理棟及び厚生棟の改修工事における完了検査（特定行政庁等

による検査)に遅滞なく合格するため、本体施工者が定める工程及び現場管理規則を厳守しなければならない。

- (2) 仮設売店の開設準備は、建物全体の完了検査終了後に行うものとする。ただし、病院が指定する入居・移転スケジュールを遵守し、病院全体の開院準備に支障を及ぼさないよう、関係者との調整を行うこと。
- (3) 本売店及び食事提供サービスの開設準備は、本体工事の工程上可能であり、病院及び厚生会、本体施工者その他の関係者との協議が整った場合には、対象施設が本体施工者から病院へ引き渡される前に、営業開始に必要な準備工事を実施することができる。
- (4) 運営事業者は、準備工事の実施に当たり、病院及び本体施工者の指示並びに工事現場における安全管理、工程管理その他の現場管理規則を遵守し、本体工事に支障を及ぼしてはならない。
- (5) 運営事業者は、選定結果の通知後 4 週間以内に、運営に必要な内装レイアウト図及び設備仕様書を病院及び厚生会に提出し、その承認を得ること。
- (6) 運営事業者の施工に起因して、本体工事の目的物その他の施設又は設備に損傷を与え、又は本体工事に支障を及ぼした場合は、運営事業者の責任と負担において復旧その他必要な対応を行うものとする。
- (7) 準備工事の内容、施工期間その他必要な事項については、病院、厚生会、運営事業者、本体施工者その他の関係者が協議の上、別に定める。
- (8) 本事業における施設整備の区分、費用負担及び施工主体は以下のとおりとする。なお、項目ごとの詳細な区分については、「別紙 3 工事及び費用分担区分表」による。

工事区分	費用負担	施工主体
A 工事	病院	本体施工者
B 工事	運営事業者	本体施工者

C 工事	運営事業者	運営事業者
別途工事	病院	別途協議

- (9) 本体施工者が施工する B 工事の見積額について、運営事業者は、病院及び厚生会を通じて、その内訳の開示を求めることができる。提示された見積額が市場価格と著しく乖離していると認められる合理的な理由がある場合に限り、運営事業者は、病院及び厚生会に対し、本体施工者を交えた協議を申し出ることができるものとする。

2. 各施設における整備範囲及び個別事項

前項の区分に基づき、各事業区分において運営事業者が行うべき整備の概要及び留意事項を以下に定める。

【事業区分①（仮設売店事業）】

- (1) 講堂としての基本的な内装、照明、空調、及び既存のコンセント設備等は病院が提供する。
- (2) 運営に必要な什器（移動式棚、レジカウンター等）、仮設サイン、及び専用通信回線等の設置は、運営事業者の負担及び責任において行う。
- (3) 講堂の床・壁・天井への直接の固定や加工は原則として禁止する。やむを得ず設備変更（B 工事）を希望する場合は事前に病院及び厚生会と協議すること。
- (4) 本売店への移転に伴い仮設売店事業を閉鎖する際、運営事業者が設置した什器等の撤去及び搬出作業は、運営事業者の負担（C 工事）とする。什器撤去後の講堂としての復旧作業（内装の補修等）については、病院の負担（A 工事）により実施する。

【事業区分①（本売店事業）】

- (1) 売店、事務室及び 2 階倉庫の内装並びに当該区画の電気、給排水衛生及び換気・空調に係る二次側設備は、B 工事とする。
- (2) 1 階倉庫の内装、一般照明・コンセント及び換気・空調設備は A 工事とする。

- (3) レジカウンター、陳列棚その他の什器の設置は、運営事業者の負担及び責任（C工事）において行う。

【事業区分②（食事提供サービス事業）】

- (1) 厨房、スタッフ用飲食スペース、スタッフ休憩室、事務室兼物品庫及び併設トイレの内装並びにスタッフ用飲食スペース及びスタッフ休憩室のテーブル・椅子はA工事とする。外来用飲食スペースの内装及び二次側設備はB工事とし、その他の詳細な工事区分は、別紙3「工事及び費用分担区分表」による。
- (2) 主要な厨房機器は、別紙4「厨房機器リスト」に基づき、別途工事として整備・設置する。
- (3) 運営事業者の提案内容により、病院が整備する厨房機器の全部又は一部を使用しないことを認める。その場合、機器を設置しないことで生じた空きスペースを、利用者の利便性向上に資する他のサービス（物品販売、カウンター設置等）に転用する提案を可能とする。
- (4) 病院が予定する厨房機器の仕様変更を希望することができる。ただし、仕様変更に伴い発生する差額費用は運営事業者の全額負担とする。なお、仕様変更により機器の総額が病院の想定予算を下回った場合であっても、差額の返金又は他の工事への費用充当は行わない。
- (5) 上記(3)及び(4)の提案にあたっては、既に決定している排気フードの位置、給排水設備、電気容量等の「設備インフラ」の範囲内で対応可能な場合に限るものとする。
- (6) 外来用飲食スペースの什器（テーブル・椅子）、及び運営に必要な消耗品（食器、調理器具）等については、運営事業者の負担（C工事）で用意すること。なお、什器の選定にあたっては、病院のインテリアデザインとの整合性を図るため、事前に病院及び厚生会の承認を得ること。

5 運営条件及びサービス水準

1. 【事業区分① 売店事業】

(1) 取扱商品

運営事業者は、病院内の店舗にふさわしい品揃えを行い、常に利用者のニーズに沿った商品の提供に努めること。

- ・ 食品・飲料（お弁当、パン、サンドイッチ、おにぎり、惣菜、菓子、清涼飲料水、お茶等）
- ・ 医療・入院関連用品（T字帯、紙おむつ、箸、洗面用具、肌着、パジャマ、スリッパ等）
- ・ 日用雑貨（衛生用品、文房具、乾電池、各種生活用品）
- ・ 新聞・雑誌類（日刊紙、一般雑誌）
- ・ その他（切手、はがき、印紙類）
- ・ 別途病院が指定する医療用品及び衛生材料等

(2) 取扱不可商品

次の商品の販売は一切禁止する。

- ・ 酒類（ノンアルコール飲料を含む）
- ・ たばこ（電子タバコ、加熱式タバコ、喫煙関連商品を含む）
- ・ 院内の安全を脅かすもの（果物ナイフ、カッター等の刃物類、ライター等）
- ・ 生花及び鉢植え（アレルギー及び感染防止のため）
- ・ 青少年の健全な育成を阻害する図書、公序良俗に反するもの

(3) マスク自動販売機

病院の指定する設置予定場所において、感染症予防マスクを販売すること。

マスク自動販売機の維持管理、商品補充、販売料金回収等については、運営事業者の責任と負担において実施すること。

販売料金収入については、全額運営事業者に帰属するものとする。

マスク自動販売機本体は厚生会から無償貸与し、設置に係る経費は厚生会で負担する。なお、故障による機器交換等対応については運営事業者にて実施とする。

設置予定場所については次のとおりとする。

- ・ 1 階エントランスホール 1 台
- ・ 精神科棟玄関 1 台

【参考】マスク自動販売機仕様

- ・ メーカー 株式会社 竹虎
- ・ 寸法 (H) 780 mm、(W) 342 mm、(D) 220 mm
- ・ 重量 19 kg
- ・ 充填用マスク

商品番号：076012、カラー：ホワイト、本体サイズ 9 cm×17 cm

1 箱入数：2 枚入×25 個、梱包：8 箱、JANCODE：4958995760125

(4) 提供サービス

- ・ 公共料金収納
- ・ 電子決済（クレジットカード・電子マネー等）
- ・ 宅配等の受付、通信販売商品の支払・受取
- ・ コピー・FAX サービス
- ・ ATM 設置

2. 【事業区分② 食事提供サービス事業】

(1) 提供メニュー

- ・ 院内の他区画で運営を予定している「カフェ事業」との差別化を図るため、軽食・飲料のみの提供にとどまらず、主食を伴う充実した献立を提供すること。
- ・ 利用者が日常的に利用しても飽きないよう、日替わり・週替わりの献立、あるいは主菜を選択できる「惣菜・お弁当（デリカテッセン）形式」など、常

に2種類以上のバリエーションを確保すること。

- ・ 麺類、カレーライス等の「温かい定番メニュー」、又は店内調理等の技術を用いた満足度の高い温食メニューを最低1種類以上提供すること。
- ・ 病院施設としての特性を鑑み、栄養バランスに配慮したヘルシーメニュー（低塩分、野菜の多用等）を設けるとともに、限られた休憩時間内での喫食を可能とする迅速な提供体制を構築すること。
- ・ 釧路近郊の旬の食材を活用した献立や、地域の食文化を取り入れたメニューを積極的に導入し、地産地消の推進に寄与すること。

(2) 食事提供サービス事業の価格設定と利用者区分

- ・ 一般価格：地域の小売店舗や飲食店等における標準的な価格を参考に、適切な価格設定を行うこと。
- ・ 職員専用価格：職員専用エリアにおいて一般利用者よりも安価に利用できる仕組みを導入すること。割引率や提供方法については具体的な提案を行うこと。

3. その他、各事業共通事項

(1) 法令・規則の遵守

- ・ 食品衛生法、病院管理規則、その他関係法令、病院及び厚生会の指示事項を遵守すること。
- ・ 各種許可の取得及び更新は、運営事業者の責任と負担において確実に行うこと。

(2) 接遇及び身だしなみ

- ・ 業務従事者は、病院施設に相応しい清潔感のある身なり（ユニフォーム及び名札の着用）を徹底すること。
- ・ 利用者に対し、親切丁寧な接遇に努めること。また、従事者への定期的な接遇研修を実施すること。

- ・ 業務従事者への衛生教育を徹底し、院内感染防止対策を講じること。

(3) 搬出入

- ・ 搬出入ルートは、「別紙1 平面図」の指定ルートを使用すること。詳細は病院及び厚生会と協議の上決定する。

(4) 報告及び連絡体制

- ・ 毎月の売上実績額について、厚生会が指定する期日までに報告を行うこと。
- ・ 利用者からの苦情やトラブルが発生した場合は、誠意をもって対応し、遅滞なく厚生会へ内容及び対応状況を報告すること。
- ・ 電気設備点検等に伴う停電作業が実施される場合は、病院の指示に従い適切に対処すること。

(5) 緊急時及び災害時の対応

- ・ 大規模災害発生時や新興感染症流行時等は、病院及び厚生会の協力要請に対し誠意をもって対応すること。
- ・ 事故や犯罪が発生した場合の緊急連絡体制をあらかじめ書面にて病院及び厚生会に届け出ること。

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、本事業の公告日（以下「基準日」という。）現在において、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、予定事業期間を通じて本事業を適正に実施できる能力を有する単独企業又は共同企業体（以下「JV」という。）とする。ただし、1つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 基準日から遡って1年以上継続して、日本国内において売店（コンビニエンスストア）又は食事提供サービス（食堂・レストラン・デリカテッセン形式等）の運営事

業を営んでいること。

- (3) 参加申込書の提出期限から優先交渉権者の決定の日までの間、釧路市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生・再生手続中、又は破産手続中でないこと。
- (6) 釧路市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (7) JV として参加する場合、構成員全員が上記 (1) から (6) の要件 ((2) の実績を除く) を満たし、代表者は (2) の運営実績を有すること。また、構成員として地元の業者等が参画することを認める。なお、JV の場合においては、参加表明書の提出までに JV を組織し、JV の設置に関する協定書 (様式第 1 号の 3) を提出するものとする。

7 禁止事項及び遵守事項

運営事業者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 対象施設の用途制限

運営事業者は、対象施設を、業務委託契約に定める売店又は食事提供サービスの運営及びこれに付随する業務以外の用途に使用してはならない。

(2) 再委託等の禁止

運営事業者は、本事業に係る業務の全部又は主要な部分を第三者に再委託し、又は業務委託契約上の地位若しくは権利義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。ただし、事前に病院及び厚生会の承諾を得た上で、フランチャイズ加盟者に店舗の設置運営を行わせる場合はこの限りではない。

(3) 前項ただし書の規定により、フランチャイズ形態で店舗を運営する場合、応募主体（契約名義人）はフランチャイズ本部、又はフランチャイズ加盟者のいずれでも可能とし、各々以下の事項を遵守すること。

① フランチャイズ本部が契約名義人となり、加盟者（フランチャイジー）に運営を行わせる場合

- ・ フランチャイズ加盟者の全ての行為及び過失に対する法的責任・損害賠償責任は、契約名義人である事業者（本部）が一切を負うこと。
- ・ 厚生会との迅速な意思決定及びトラブル解決権限を持つ本部担当者（スーパーバイザー等）を必ず配置し、厚生会への定期的な運用報告を行うこと。

② フランチャイズ加盟者が自ら契約名義人となる場合

- ・ 応募する加盟者自身が本要領「6 参加資格要件」を満たしていること。ただし、同要件(2)の運営実績については、加盟するフランチャイズチェーン全体の実績をもって代えることができる。
- ・ フランチャイズ本部との間で有効なフランチャイズ契約が締結されていることを証する書類を提出するとともに、業務委託契約期間中、当該フランチャイズ契約を継続して維持すること。

(4) 形質改変の禁止

建物及び施設の形質を改変することを禁止する。ただし、事前に病院及び厚生会の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(5) 宿泊・住込みの禁止

店舗内及び施設内に宿泊し、又は住居として使用することを禁止する。

(6) 敷地内禁煙

店舗内を含め、病院敷地内は全て禁煙とする。灰皿の設置も認めない。

(7) 駐車場利用の制限

業務従事者が、原則として病院利用者用駐車場を使用することを禁止する。

(8) 広告掲示の制限

指定場所以外への看板、貼り紙、チラシ等を掲示することを禁止する。特に運営事業者や商品と関係のない広告の掲示は認めない。

8 運営事業者の選定方法

(1) 選定の基本方針

審査委員会は、事業区分①（売店事業）及び事業区分②（食事提供サービス事業）について、それぞれ独立した100点満点の尺度で評価を行う。その上で、一括提案（両区分への応募）に対して付与する最大10点の「一括提案評価点」を含め、「各区分の専門性の質」と「一括運営による管理効率及び相乗効果」を総合的に比較検討する。これにより、病院及び厚生会にとって最大の利益（サービス品質、収益性、及び管理の効率性）をもたらす最適な組み合わせを、優先交渉権者として決定する。

(2) 評価項目及び配点

審査委員会は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、以下の項目について採点を行う。

① 事業区分別の評価（各100点満点）

評価項目	事業区分 ① (売店)	事業区分 ② (食事)	評価の着眼点
1. 収支計画及び加算率	35	35	・売上予測、経費、月額固定額及び加算額を踏まえた収支計画は、長期的かつ安定的な運営が見込める内容となっているか。 ・提案された加算率は、収支計画との整合性を有し、事業の継続性を確保できる現実的な水準であるとともに、厚生会にとって有利な提案となっているか。

2. 運営実績・信頼性	20	10	・公共施設、オフィスビル、病院等の大規模施設において、不特定多数の利用者を対象とした同規模の運営実績が十分にあるか。 ・経営基盤は安定しており、本事業を完遂できる信頼性を有しているか。
3. 運営体制・リスク管理	15	15	・適切な人員配置、及び責任者の実務能力は本事業の要件を満たしているか。 ・食品衛生管理、院内感染防止策、及び緊急時（停電・災害等）の対応マニュアルは具体的か。
4. 運営ノウハウと付加価値	20	30	【事業区分①（売店事業）】 ・病院利用者特有のニーズ（医療・入院用品等）に対応した品揃え計画となっているか。 ・ATM 設置の円滑な運用、キャッシュレス決済、公共料金収納等の利便性は高いか。 【事業区分②（食事提供サービス事業）】 ・日替わりメニューの多様性や、職員向け安価設定は福利厚生として魅力的か。 ・令和6年10月に実施した『別紙5 食堂に関する利用者アンケート』の結果を参考とし、利用者の潜在的なニーズを具体的に解決できる提案であるか。
5. 独自提案	10	10	・病院行事への協力や SDGs への取組など、厚生会活動に資する独自の提案があるか。

【最低基準点（足切り点）の設定】

各事業区分の審査において、評価点（１００点満点）が６０点に満たない事業区分は、本事業の要求水準を満たさないものと判断し失格とする。これに伴う一括提案者の取扱いは以下の通りとする。

- ・ 分離可能（一方のみの受託も可）と申告した事業者の場合：失格となった事業区分のみを除外する。基準点を満たしたもう一方の事業区分については単独の提案として有効とするが、一括提案評価点（加点）は与えられない。
- ・ 分離不可（両区分の一括受託のみ）と申告した事業者の場合：一方の区分が失格となった時点で、受託条件を満たさなくなるため提案全体を失格とする。

② 一括提案評価（最大１０点加点）

事業区分①・②の両方に一括提案を行った事業者に対し、個別の採点とは別に、以下の相乗効果を最大１０点の範囲で評価し、加点する。

- ・ 事業区分①・②の一括受託により、窓口の一元化やスタッフの相互補完など、厚生会側の管理事務の効率化が図られているか。
- ・ 厚生会事務局との窓口が一本化されることで、契約事務、光熱水費精算、日常的な連絡調整等の事務負担が軽減される計画となっているか。
- ・ 事業区分①・②が連携し、単独運営では不可能な利用者サービスの向上が図られているか。
- ・ スタッフの相互応援体制が構築されており、急な欠員時やイベント開催時、又は災害発生等の緊急時において、より強固な供給支援体制が期待できるか。
- ・ 施設間のゾーニングや清掃、防虫防鼠対策が統一された基準で実施され、施設全体の衛生水準が高度に維持される計画か。

(3) 一括提案者における一部受託の意思確認

事業区分①及び②の両方に一括提案を行う事業者は、審査の結果、一方の事業区分のみにおいて優先交渉権者に選定された場合、「当該区分のみで受託する意思がある

か」をあらかじめ参加申込時において申告するものとする（様式第1号の2）。

(4) 優先交渉権者の比較・決定プロセス

審査委員会は、以下の2つの選定パターンに基づき総合評価値を算出し、その数値が高い方を採用して優先交渉権者を決定する。ただし、本プロセスは上記(2)①に定める最低基準点（60点）を満たした有効な提案のみを対象とする。

【選定パターン1：分離選定】（各分野の専門性を重視）

各事業区分において個別に受託可能な提案（単独提案、及び「一方の区分のみでも受託可能」と申告した一括提案）を対象とし、事業区分ごとに最も高い評価点を合算する。

$$(\text{区分①の最高スコア}) + (\text{区分②の最高スコア}) = \text{総合評価点}$$

【選定パターン2：一括選定】（管理効率と相乗効果を重視）

すべての一括提案者を対象とし、以下の計算式による合計点が最も高い事業者のスコアを算出する。

$$\begin{aligned} & (\text{区分①スコア} + \text{区分②スコア}) + \text{一括提案評価点 (最大10点)} \\ & = \text{総合評価点} \end{aligned}$$

【特例措置】

選定パターン1（分離選定）の採用により、一方の事業区分において優先交渉権者が不在（辞退等を含む）となる場合、審査委員会は、病院及び厚生会の運営の継続性を最優先し、すべての提案者との再交渉を行うことができるものとする。

(5) 本事業の選定プロセス

本事業の選定プロセスの参考例を以下に示す。なお、得点は説明のための仮定のものである。

【状況設定】

事業者W：一括提案（一方の区分のみでも受託可能／分離可能）

事業者X：一括提案（両区分の一括受託のみを希望／分離不可）

事業者Y：事業区分②のみに提案

事業者Z：一括提案（一方の区分のみでも受託可能／分離可能）

【各項目の得点】

事業者W：区分①：95点 / 区分②：70点 / 一括提案評価点：8点

事業者X：区分①：85点 / 区分②：85点 / 一括提案評価点：10点

事業者Y：区分①：一点 / 区分②：90点 / 一括提案評価点：一点

事業者Z：区分①：75点 / 区分②：55点（※最低基準点未滿）

／ 一括提案評価点：0点（一括要件喪失のため）

【選定プロセス】

I. 失格審査

事業者Zは区分②において最低基準点（60点）を満たさなかったため、区分②は失格となる。ただし、事業者Zは「分離可能」と申告しているため、基準点を満たした区分①（75点）のみ単独の提案として有効となる。一括提案の要件を失うため、一括提案評価点は与えられない（0点）。

II. 選定パターン1（分離選定）の算定

各事業区分において、個別に受託可能な提案（事業者W、Y、Z）の中から、各区分の最高得点者を組み合わせる。

区分①最高点：事業者W（95点）

区分②最高点：事業者Y（90点）

総合評価点：95点 + 90点 = 185点

III. 選定パターン2（一括選定）の算定

一括提案事業者（事業者W、X）のスコアを算定し、最も高いものを抽出す

る。

事業者Wの総合評価点：95点＋70点＋8点＝173点

事業者Xの総合評価点：85点＋85点＋10点＝180点

IV. 最終決定

選定パターン1（185点）と選定パターン2（180点）を比較した結果、スコアの高い「選定パターン1」を採用する。これにより、事業区分①の優先交渉権者は「事業者W」、事業区分②の優先交渉権者は「事業者Y」としてそれぞれ決定する。

（※事業者Wは一括での受託には至らなかったが、「分離可能」として申告していたため、最高評価を得た区分①を単独で受託する）

9 プロポーザル実施スケジュール（令和8年）

内容	日付
公告日	9月1日（火）
質問書の提出期限	9月8日（火）
質問書に対する回答期限	9月15日（火）
応募参加申請書等の提出期限	9月18日（金）
参加資格確認結果の通知	9月30日（水）
企画提案書の提出期限	10月23日（金）
プレゼンテーションの実施	11月16日（月）
審査結果通知	11月20日（金）
優先交渉権者との基本協定等の締結	12月18日（金）
業務委託契約の締結	対象施設が本体施工者から病院へ引き渡された後、業務委託開始日まで

1 0 質問書の受付及び回答

(1) 受付方法

本プロポーザルの実施（本実施要領の内容）に関する質問について、質問書（様式第4号）を電子メールに添付し、厚生会宛に送信すること。

(2) 受付期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月8日（火）午後5時まで

(3) 回答方法

電子メールにて回答するとともに、病院ホームページにて質問及び回答内容を公開する（質問者名は伏せる）

(4) 回答日

令和8年9月15日（火）まで

(5) その他

- ・ 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は、受け付けない。
- ・ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

1 1 応募参加申込書等の手続きについて

(1) 提出書類

- ・ 応募参加申請書（様式第1号）
- ・ 定款（最新のもの）
- ・ 法人登記簿謄本
※ 提出日前3か月以内に発行されたもの
- ・ 印鑑証明書（法人）
※ 提出日前3か月以内に発行されたもの

- ・ 業務（会社）概要（様式第 2 号）

- ・ 決算書又は有価証券報告書

※直近 3 か年分の貸借対照表及び損益計算書等（経営状況がわかる書類）

- ・ 地方税の納税証明書

a 法人市町村民税

b 法人都道府県民税

c 法人事業税

※本店、支店又は事業所等の所在地において課税されている税目に係る証明書を提出すること。

- ・ 国税の納税証明書

法人税並びに消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証する納税証明書。

(2) 提出期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 8 年 9 月 1 8 日（金）まで（土日、祝日を除く）

とする。

受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(3) 提出場所

〒085-0822 釧路市春湖台 1 番 1 2 号 市立釧路総合病院 2 階

市立釧路総合病院職員福利厚生会

電 話：0 1 5 4－4 1－6 1 2 1 （1 3：1 5～1 7：0 0）

F A X：0 1 5 4－4 1－4 0 8 0

E-mail：kh700000@kushiro-cghp.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は厚生会への送達が証明できる書留等によるものとし、提出期限までに厚生会に到達したものを有効とする。

(5) その他

指定の様式によらないもの及び必要書類が整っていないもの並びに提出期間を過ぎたものは、一切受け付けない。

1 2 企画提案書の提出

1 1 (1)の書類審査の結果、参加資格要件を満たしていると認められた者は、以下の通り企画提案書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類及び部数

- ・ 企画提案書（様式第3号）：正本1部、副本3部、プレゼンテーション用黒塗り本10部
- ・ プレゼンテーション用黒塗り本は、提案者が特定されないように、事業者名やロゴマーク等を黒塗りし、添付資料がある場合は同様に作成する。
- ・ 提案書の綴じ方は全て、原則A4版縦（両面印刷、左綴じ）とする。A3版を使用する場合は、綴じの際にA4版の大きさに折り込むこと。

(2) 提出期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月23日（金）まで（土日、祝日を除く） 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出場所・方法

1 1 (3)、(4)による

(4) 提出上の留意事項

- ・ 企画提案書の提出は、1応募者につき1案（一括提案の場合は、両区分をまとめた1パッケージの提案）のみとする。
- ・ 提出期限後における企画提案書の修正、追加、及び差し替えは認めない。
- ・ 提出された書類は返却しない。期限までに提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

1 3 プレゼンテーション

提出された企画提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めるため、プレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日、実施場所

- ・ 実施日 令和8年11月16日（月）
- ・ 実施場所 北海道釧路市春湖台1番12号 市立釧路総合病院2階 講堂

(2) 実施ルール

- ① 出席者は、本事業の運営責任者（予定者）を含め、1事業者につき3名以内とする。
- ② 持ち時間は1事業者あたり30分（提案説明20分、質疑応答10分）を厳守すること。
- ③ 提案説明は事前に提出された「企画提案書」に基づき行うものとし、当日の追加資料の配布は認めない。
- ④ 発表用のプロジェクター及びスクリーンは厚生会で用意する。パソコン等の再生機器については提案者が持参すること。
- ⑤ プレゼンテーションに参加しない場合、又は災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由なく、指定時刻に遅れた場合は失格とする。
- ⑥ 説明は、参加資格確認結果通知書に示す受付番号を用いて行い、会社名・住所・氏名・ロゴマーク等の企画提案書提出者が特定できる表現は行わないこと。

1 4 選定結果の通知

審査結果については、全てのプレゼンテーション参加事業者に対し、プロポーザル審査結果通知書を送付するとともに、病院のホームページに掲載する。

1 5 優先交渉権者との協議及び契約

(1) 契約条件等の協議

厚生会は、優先交渉権者と、企画提案書、実施要領、質問回答書その他本プロポーザルに関する書類に基づき、契約条件、運営内容及び準備工事その他必要な事項について協議を行うものとする。

(2) 基本協定等の締結

前項の協議が整った場合は、厚生会と優先交渉権者との間で、将来の業務委託契約の締結、提案内容の履行及び準備工事その他必要な事項に関する基本協定等を締結するものとする。

(3) 正式契約の締結

正式契約の締結時期は、3 (2) に定めるとおりとする。

(4) 優先交渉権者の変更

次のいずれかに該当した場合は、優先交渉権者としての資格を取り消し、次順位の交渉権者から順次繰り上げて契約交渉を行うものとする。

① 正当な理由なく、厚生会が指定する期限までに契約交渉が成立しないとき、又は優先交渉権者が受託を辞退したとき。

② 「1 6 その他 (5) 失格事項」のいずれかに該当することが判明したとき。

③ その他、契約を締結することが不可能又は著しく不相当と認められる事由が生じたとき。

1 6 その他

(1) 本プロポーザルに関する手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類の作成等本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(3) 本プロポーザルの応募参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合は速やかに持参又は郵送の方法により、参加辞退届（様式第5号）を提出すること。

(4) 本プロポーザルの参加者は不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ・ 「6 参加資格要件」の要件を満たさない者、又は要件を満たさなくなった者
- ・ 正当な理由なく、プレゼンテーションに不参加もしくは指定時刻に遅れた者
- ・ 提出書類に虚偽の記載を行った者
- ・ その他、本プロポーザルの実施に当たり、不正もしくは妨害行為を行い、又は公序良俗に反する行為を行った者

(6) 本要領に定めのない事項については、病院及び厚生会が協議の上、決定するものとする。